「(仮称)稲子峠ウィンドファーム 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申の形成

答 申 案	答申の考え方 (関連ページは,配慮書本編のページ数)	備考
【1 全般的事項】 (1) 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の広範囲に水源かん養保安林が存在しているため、水源の涵養機能への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の絞り込みを行うこと。	事業区域の広範囲が水源かん養保安林に指定されており、水源の涵養機能への影響を回避又は十分に低減する必要性を強調するため、(2)と項目を分けて記載するもの。 「関連ページ:(配慮書)176 」 【参考:(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業),(仮称)大和風力発電事業】	
(2) 想定区域内には自然度の高い植生が分布しており、土砂災害危険箇所(土石流)などの災害リスクの高い地域も含まれていることから、適切な想定区域の絞り込みを行い、周辺の自然環境や生活環境に配慮すること。	参考文言から保安林に関する記載を(1)に分けたうえで,項目想定 区域及びその周辺の概況を示し,配慮すべき事項について記載するも の。 「関連ページ:(配慮書)101,108,176,179,242」 【参考:(仮称)丸森風力発電事業】	
(3) 想定区域の絞り込みに当たっては、資材輸送、道路の新設・拡幅及び風車の設置、送電線施設設置、緑地低減等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。	資材輸送等に伴う開発の影響も考慮し、対象事業実施区域を検討するよう求めるもの。 【参考: (仮称) 丸森風力発電事業】	
(4) 想定区域周辺の住民,地元自治体及び関係者に対して,環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに,理解を得ながら事業を進めること。	環境アセスメントを行う上での基本的な事項として,これまでの答申 でも必ず記載しているもの。	

【2 個別的事項】

(1) 騒音、低周波音及び風車の影

想定区域内には住居等が存在することから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。

想定区域内に複数の住居が存在することから、風車の稼働による騒音等の影響について、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成する事を求めるもの。

「関連ページ:189~193.198~199」

【参考: (仮称) 丸森風力発電事業】

(2) 水質

想定区域の大部分が水源かん養保安林に指定されていることから,風力発電設備等の配置等の検討に当たっては,水環境への影響を調査及び予測し,重大な影響の有無を評価した上で,方法書を作成すること。

想定区域の大部分が水源かん養保安林に指定されていることから,重大 な影響の有無を評価した上で,方法書を作成する事を求めるもの。

「関連ページ: (配慮書) 176, 242」

【参考: (仮称) 大和風力発電事業】

(3) 地形及び地質

想定区域に存在する土砂災害危険箇所(土石流)及び地すべり地 形については、事業の実施による影響を調査、予測及び評価し、重 大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの箇所及び 周辺を想定区域から除外すること。 想定区域内に土砂災害危険箇所(土石流)及び地すべり地形が存在する ことから,調査,予測及び評価と重大な影響の回避,低減を求めるもの。

「関連ページ: (配慮書) 177~180」

【参考: (仮称) 丸森風力発電事業, (仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業】

(4) 動物

イ 想定区域及びその周辺には、稀少猛禽類であるイヌワシ及びクマタカや夏鳥のミゾゴイ、希少なコウモリ類が生息する可能性が高いことから、それらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定すること。

ロ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種 を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸 送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響に 配慮すること。 想定区域及びその周辺における生息種を念頭に,今後の調査手法及び事業実施について留意する事項を述べるもの。

「関連ページ:212~214,222~224」

【参考:イ(仮称)丸森風力発電事業、

口(仮称)大崎鳥屋山風力発電事業】

(5) 植物

想定区域内には、自然度の高い植生が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

想定区域内において自然度の高い植生群落が存在しているため,適切 に調査,予測及び評価をすることを求めるもの。

「関連ページ:233~239」

【参考: (仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業】

(6) 景観

イ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの囲繞景 観への影響を調査・予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込み を行うこと。

ロ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合, 風車の稼働による 景観への影響が過小評価となることを考慮し, 主要な眺望点から の視野角が1度未満であっても, 風車の稼働による誘目性を踏ま えて, 適切に調査, 予測及び評価すること。

ハ 景観の調査地点については、滑津大滝や想定区域周辺住居等を 追加すること。 風車の圧迫感等を考慮した上で囲繞景観への影響について,適切に予測・評価を行い,区域の設定を行うよう求めるもの。

「関連ページ:252~257」

【参考: (仮称) 丸森風力発電事業, (仮称) 大崎鳥屋山風力発電事業】

鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合、風車の稼働による景観への影響が過小評価となる点、及び風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に調査、予測及び評価するよう求めるもの。

「関連ページ:252~257」

【参考: (仮称) 宮城山元風力発電事業】

主要な眺望点における調査地点が5箇所に留まることから、地点の追加を指示するもの。

「関連ページ:254~255」

【参考: (仮称) 宮城山形北部風力発電事業】

(7) 人と自然との触れあいの活動の場

想定区域周辺には、七ヶ宿オートキャンプ場きららの森や七ヶ宿 スキー場などが存在し、キャンプやスキー、バードウォッチング等 に利用されることから、これら施設の利用状況について関係者等か らの情報収集に努め、事業の実施による主要な人と自然とのふれ合 いの活動の場に対する影響を回避又は低減するよう配慮すること。 各レクリエーション施設への影響について,適切に予測・評価を行い,影響の回避又は十分な低減について,求めるもの。

「関連ページ:258~260」

【参考: (仮称) 宮城山元風力発電事業】

(8) 放射線の量

事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の流 出等による水環境・土壌・農産物等への影響を調査,予測及び評価 すること。 事業実施による新たなホットスポットの形成や放射性物質の流出等による影響について,調査,予測及び評価し,適切な対応を行うよう求めるもの。

「関連ページ:116」

【参考: (仮称) 丸森風力発電事業】